

16 P T A会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は石巻市立桜坂高等学校P T Aと称し、事務局を同校内に置く。

(会員)

第2条 本会は石巻市立桜坂高等学校の生徒の保護者及び教職員並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。本校の保護者及び教職員を正会員とし、正会員以外の本会の趣旨に賛同する者を準会員とする。

(権利・義務)

第3条 本会の正会員は役員の選挙権及び被選挙権を有し、本会の費用を分担する義務を有する。

第4条 本会の中に、学年協議会を設ける。学年協議会に関する規程は別にこれを定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は会員相互の提携協力により、学校教育及び社会教育の振興発展に寄与するとともに、会員相互の教養の向上を図り、生徒の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第6条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭相互の緊密な連絡提携
- (2) 教育施設及び教育環境の改善
- (3) 教育振興に関する調査研究並びに建言
- (4) 生徒の学習に対する奨励援助
- (5) 生徒の保護並びに指導・育成
- (6) 会員相互の教養研鑽
- (7) 講演会、講習会、懇談会・文化事業等の開催
- (8) その他必要な事業

第3章 役職員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名以内、会計3名以内、学年委員長各1名、学年副委員長各1名、広報委員長、広報副委員長、広報委員各学年若干名、幹事若干名、監事各学年1名、事務局長1名

(役員の選任・任期)

第8条 役員は総会において選出する。任期は一年とし、補欠によって就任した役員の

任期は、その前任者の残任期間とする。但し、再選を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 会長は会務を統理し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

監事は本会の会計を監査する。

会計は本会の会計を掌理する。

学年委員長及び副委員長は、当該学年に係わる事業を担当する。

事務局長は会長の命を受けて本会の事務を掌理する。

(顧問及び参加)

第10条 本会には顧問及び参加を置くことができる。

顧問は役員会の推薦により会長からこれを委嘱する。顧問は会長の諮問に答え、本会の会議に出席することができる。

参加は校長をもってあてる。参加は本会の事務に参加し、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第12条 総会は会長が招集し毎年度始めこれを開く。但し、役員会において必要と認められた時は臨時に開くことができる。緊急時、臨時総会を開くことができなかつた場合は、役員会の協議をもって総会の議決に替えることができる。

第13条 次に挙げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算案の承認
- (3) 役員を選出及び承認
- (4) 会則の変更
- (5) その他会の運営に関する重要事項

第14条 総会の議長は会長があたる。

第15条 役員会は必要に応じて会長が招集しこれを開き、会務の執行に関し協議する。

第16条 役員数の定数の3分の1以上の同意があれば、会長に対して会議の開催を要求することができる。その際会長はすみやかに会議を開かなければならない。

第17条 会議は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は議長がこれを決める。

第18条 議長は会議の議事録を作成し、署名委員の署名を受けなければならない。署名委員は、その都度出席者の中から2名以上を議長が委嘱する。

第5章 会計

第19条 本会の会計は、一般会計・教育振興費の二つとし、会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

第20条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入を以ってこれに充てる。会費は、普通会費、臨時会費の2種とし、普通会費は毎年、臨時会費は臨時に必要な都度会員から徴収する。

第21条 会長は役員会に諮って特別の事情あるものについては、会費の負担を減免することができる。

第22条 本会の収入及び支出はすべて本会の歳入歳出予算に編入しなければならない。

第23条 会長は総会の決議を経て予算の追加又は更生を為すことができる。

第24条 監事は1回以上会計を監査しなければならない。

第6章 雑則

第25条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な規程は役員会に諮って会長が別にこれを定めることができる。

附則

1 この会則は、平成27年4月1日よりこれを施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度については、移行措置のため若干の変更をすることができる。

P T A 慶弔規程

本校P T A会則第6条第8号に基づき、次の慶弔規程を定める。

第1条 本規程により慶弔を表する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 在校生並びに保護者
- (2) 教職員

第2条 慶弔の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 会長が必要と認める場合は、祝い金を贈ることができる。

祝い金 5,000円

- (2) 会員または教職員の父母が死亡した場合

弔慰金 5,000円

弔電 3,000円以内

- (3) 在校生または教職員が死亡した場合

弔慰金 10,000円

弔電 3,000円以内

生花等 20,000円

第3条 この規程により難い場合は、役員会で審議し決定するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

P T A旅費規程

本校P T A活動に関連し、次の旅費規定を定める。

1. 本校P T A会員が全国高等学校P T A連合会または宮城県高等学校P T A連合会や宮城県高等学校P T A連合会石巻支部の主催する役員会又は行事に参加する場合には、石巻市職員の旅費規程に準じて旅費を支給する。
2. 上記以外の行事に参加する場合の旅費については、役員会で審議、決定することができる。

附則 この規定は、平成27年4月1日より実施する。

学年協議会設置に関する規程

本校PTA会則第4条の規程によって、学年協議会に関する規定を次のとおり定める。

第1条 生徒の学年別に共通の課題処理を図るために、生徒の学年別保護者並びに学年担当教職員で学年協議会を組織する。

第2条 学年協議会は各学級の保護者の中から2名以上の学年委員を選出し、各学年委員の互選によって、各学年委員長1名、副委員長1名を選出する。

(1) 学年委員はPTA役員とする。

(2) 学年委員の任期は1年とする。補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第3条 各学年委員長はその学年協議会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

第4条 学年協議会は委員長が必要に応じてこれを招集し、次の事項を審議決定する。

但し、重要事項については、PTA役員会に諮るものとする。

(1) 学年の教育行事に関すること。

(2) 生徒の進路に関すること。

(3) 生徒の奨学に関すること。

(4) 生徒の福利厚生に関すること。

(5) その他必要な事項。

第5条 学年協議会の議長は学年委員長があたる。

附則

1 この規程は平成27年4月1日から施行する。

教育振興費の旅費等に関する支出規程

(総則)

第1条 この規程は、石巻市立桜坂高等学校教育振興費の部活動、校外合宿等生徒引率の教職員に関する支出について定めるものとする。

(支出)

第2条 支出は生徒引率に従事した次の場合に限るものとする。

- 1 部活動、練習試合及び校外合宿等に伴う生徒引率で旅費等が生じた場合。
 - (1) 部活動、練習試合に伴い交通費及び宿泊費が生じた場合は市費（宮城県旅費規程）に基づいて支出する。
 - (2) 校外合宿については、交通費及び宿泊費が生じた場合支出する。但し、金額については部活動等における支出詳細による。
- 2 参加する主催団体等から助成がある場合は、調整し差額を支給する。
- 3 愛好会への補助については、その都度協議のうえ決定する。
- 4 その他本会計より支出し難い事由が生じた場合は協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この規程は平成27年4月1日より施行する。

部活動等における支出詳細について

- 1 校外合宿・・・県内：交通費：市費（宮城県旅費規程）により支出
宿泊費：7,000円以内で実費支給
県外：交通費：目的地の最寄り駅までのJR料金の運賃を支給
宿泊費：7,000円以内で実費支給
- 2 合宿補助の支給は、年3回以内、且つ年間1人7泊までとする。

P T A表彰規程

本校P T A会則第6条第8号に基づき、次の表彰規定を定める。

- 1 本校P T A会員で、役員の責務にあり本校及び本会に対する功績のあった者を対象とする。ただし、本校教職員を除く。
- 2 表彰者の選出については役員会の審議、承認を経る。表彰は、表彰者の役員任期満了後の総会で行い。感謝状を贈呈する。
- 3 特に功績大なる役員に関しては、役員会で審議決定し、宮城県高等学校P T A連合会の表彰に推薦する。
- 4 上記以外で特に功績が認められる個人又は団体に対しては、役員会で審議決定し、表彰を行うことができる。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。